

本会の組織改編(案)について

1 パブリックコメントで提出された意見及び意見に対する対応(案)について

本会の組織改編(素案)については令和元年度第4回理事会において決議され、令和元年9月12日から10月11日まで会員からの意見を募集した。提出された意見及び意見に対する対応(案)は、次のとおりである。

提出された意見	対応(案)
<p>【該当箇所】 地域貢献活動委員会の廃止について</p> <p>【意見】 島根県同様に公益目的支出計画の実施事業に位置付けており、公益目的財産額がゼロになるのは令和5年度末の見込みであることから、それまでに廃止する場合は、公益目的支出計画の事業内容の変更、整理が行えればという条件が付くと考える。</p>	<p>【対応(案)】 ご指摘のとおり、同委員会の事業は、公益目的支出計画に「岡山地域貢献活動センターまちづくり人材派遣事業」として位置付けられており、同計画の完了見込みは令和6年3月31日である。同計画は新法人に移行する際に、定款等の規定類の変更・組織の改編等と同時平行的に策定した計画であり、その方針を大きく変えるべきではないと考える。そのため、岡山地域貢献活動センター及び内部の委員会組織は、令和5年度までは現状のままとする。それまでの間、他県の状況等を情報収集しながら、以降の組織について検討する。</p>
<p>【該当箇所】 歴史的建造物委員会設置要綱第12条に規定する運営委員会について</p> <p>【意見】 これまでに設置せず、また、設置しなくてよいのであれば、同要綱第12条は削除する。</p>	<p>【対応(案)】 これまでに運営委員会を設置していた実績はある。また、第12条は「できる規定」であるため、削除する必要はないと考えられるが、歴史的建造物委員会の今後の運営方針にも関わることから、同委員会での議論に委ねる。</p>
<p>【該当箇所】 歴史的建造物委員会の運営方法について（外部委員について）</p> <p>【意見】 (案3)に賛成。</p> <p>【補足説明】 組織改編(素案)では、歴史的建造物委員会の外部委員又は外部アドバイザーの運営方法について次の3つの(案)を提示していた。 運営方法(案1)・・・委員会とは別に外部委員の会議組織体を組織する。 運営方法(案2)・・・アドバイザーを委嘱し、個別に意見を求める。 運営方法(案3)・・・必要なときに必要な専門家に意見を求める。</p>	<p>【対応(案)】 歴史的建造物委員会の今後の運営方針に関わることであり、同委員会での議論に委ねる。</p>
<p>【該当箇所】 岡山ヘリテージマネージャー機構の外部組織化について</p> <p>【意見】 他県の状況だけ見ても本県の状況とは違うので、これまでの相談や依頼の内容、件数等を把握、分析し、また今後の方針をどうするか議論しないと事務所登録する必要があるか否かは判断ができないと思われる。もう少しそのあたりを会員に情報提供してから議論し案を作成すべきではないか。</p>	<p>【対応(案)】 ご指摘のとおりもう少し議論が必要である。同機構の今後の運営方針も含め、方針(案)に記載のとおり、同機構内部で継続的に検討をすることとする。</p>
<p>【該当箇所】 組織内の意思伝達をスムーズにするための方策について</p> <p>【意見】 副会長及び各理事において委員会や部会へのかかわりが薄いとのことだが、それぞれ担当業務、委員会にどうかかわったか、頻度、成果、意見などを任期終わりに報告するようすべきではないか。</p>	<p>【対応(案)】 定款第24条第6項の規定により会長、副会長、専務理事及び常務理事は、半年1度、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しているところである。</p>

2 本会の組織改編(案)

令和元年度第4回理事会での議論及びパブリックコメントでの意見を反映させた「本会の組織改編(案)」を次のとおりとする。なお、本理事会での意見をもとに必要な修正をした上で、一定期間パブリックコメントを実施する。その上で、(最終案)を第6回理事会に提出する予定である。

(1) 岡山地域貢献活動センターに係る組織改編(案)

改編(案)
<p>岡山地域貢献活動センター及び内部委員会(地域貢献活動委員会、住宅相談事業委員会、岡山県歴史的建造物委員会)は、令和6年3月31日までは現状のまま活動する。令和6年度以降は次の方針とし、それまでに組織の在り方を検討する。</p> <p>岡山地域貢献活動センター・・・廃止 地域貢献活動委員会・・・・・・廃止 住宅相談事業委員会・・・・・・常設委員会に移行 岡山県歴史的建造物委員会・・・会長直属の委員会として独立</p>
理由
<p>〈 令和5年度まで現状のままとする理由 〉</p> <p>平成25年度に新法人に移行した際に公益目的支出計画を定めており、同センター及び内部委員会の活動は公益目的財産額を減少させていく事業の1つに位置付けられている。そのため、公益目的財産額がゼロとなる令和5年度までは現状のままとする。</p> <p>〈 令和6年度以降の方針の理由 〉</p> <p>【岡山地域貢献活動センターの廃止について】</p> <ol style="list-style-type: none">1 設立根拠であった公益社団法人日本建築士会連合会の地域貢献活動推進センターがすでに存在しておらず、そこからの助成金がない。本会においては会員数が減少傾向にあり、連合会からの助成なしでは財政的にかなり厳しい。(寄付金だけに頼るのにも限度がある。)2 現在では、地域のまちづくり・地域おこし等の活動に対する自治体等からの補助メニューが多く用意されていることに加え、人的支援を行うNPO法人等も多数活動している。すなわち、社会的基盤が整備されている。3 本会においても支部・部会・委員会等により様々な形で地域貢献活動を実施している。すなわち、地域貢献活動を実施する体制が整っている。 <p>【地域貢献活動委員会の廃止について】</p> <p>岡山地域貢献活動センターを廃止する理由に同じ。</p> <p>【住宅相談事業委員会の常設委員会への移行について】</p> <ol style="list-style-type: none">1 地元自治体とも連携して住宅相談会を定期的に開催している。2 相談会には毎回一定数の相談者があり、今後も需要が見込まれる。 <p>【岡山県歴史的建造物委員会の独立について】</p> <ol style="list-style-type: none">1 平成26年9月12日付けで岡山県歴史的建造物委員会設置要綱が施行されており、委員会設置規程に基づかない委員会として運営されている。2 建築基準法第3条第1項第3号の規定(保存建築物の建築基準法適用除外)による法適用除外のための基準案の作成や個別事案の審査などを所掌事務としているため、委員会の開催が不定期である。(突発的かつ集中的な審議が必要となる場合がある。)3 大学教授等の外部委員との打合せや建築審査会を擁する特定行政庁との協議など対外的な交渉が必要なため、(通常の委員会とは異なり)会長を委員長としている。

(2) 岡山県歴史的建造物委員会に係る組織改編(案)

改編(案)
<p>同委員会において問題になっているのは、次の3点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部委員及び外部アドバイザーの位置付けについて 2 運営委員会のあり方について 3 その他全般 <p>これらの問題の解決にあたっては、実際に運営を行っている同委員会において議論することが好ましい。参考として下記に問題点の解説及び解決策(案)を記載しているので、今年度中に同委員会で方針を出していただきたい。その上で令和2年度中に関係規定を整備と執行体制の検討を行い、新たな執行体制となる令和3年度からの運用を図るべきである。</p>

【 参 考 】

1 現在の運営における問題点

(1) 外部委員等について

岡山県歴史的建造物委員会設置要綱では委員の他にアドバイザーを置くことができることとなっており、同要綱が施行された際(平成26年9月12日)に平成28年10月31日までの任期で外部委員及び外部アドバイザーを委嘱している。ただし、同要領第4条では委員の任期は「岡山歴建委員会」の目的を達成するまでと規定されている。これらの外部委員及びアドバイザーに対して詳細な説明をしていないままであると思われる。

《外部委員及び外部アドバイザー》(委員会設置当初)

役 職	氏 名	勤務先等
総合アドバイザー	後 藤 治	工学院大学
アドバイザー	江 面 嗣 人	岡山理科大学
	金 野 幸 雄	一般社団法人ノオト
委員(意 匠)	野 口 弘 行	明治大学
	横 山 定	岡山県
委員(構 造)	中 治 弘 行	鳥取環境大学
	宮 本 慎 宏	香川大学
委員(防火避難)	樋 本 圭 佑	建築研究所
	秋 山 協 生	岡山市消防局

(2) 運営委員会について

同要綱第12条に「同委員会から付託された事項の検討、同委員会のための資料収集、整理及び作成等のため、運営委員会を設けることができる。」と規定されており、当初は設けられていたが現在では組織がない。

2 岡山県歴史的建造物委員会に係る組織改編(案)

同委員会において、現在、外部委員又は外部アドバイザーとどのような関係にあるのか不明なところであるが、委嘱した任期が切れて久しいこともあり、ここはリセットした上で、次のような運営方法を考えてはどうか。今後の運営方法の方針決定にあたっては、実務を担当している同委員会で検討していただきたい。

なお、運営委員会については「できる規定」であり、必要がなければ設置しなくてもよいと考える。

(1) 運営方法(案1)・・・委員会とは別に外部委員の会議組織体を組織する。

本会会員で組織する同委員会とは別に、(仮称)アドバイザー会議を組織する。外部の専門家はすべてアドバイザーとして委嘱し、必要があるときに会長が招集し、アドバイザー会議を開催し意見を求める。

(2) 運営方法(案2)・・・アドバイザーを委嘱し、個別に意見を求める。

通年でアドバイザーを委嘱しておき、必要に応じ個別に意見を求めたり、本会委員で構成する委員会への出席を求める。

(3) 運営方法(案3)・・・必要ときに必要な専門家に意見を求める。

特定の専門家にアドバイザーを委嘱せず、必要ときに必要な専門家に意見を求める。

(3) 岡山ヘリテージマネージャー機構の外部組織化について

課題

建築士法第23条では、「建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて、都道府県知事の登録を受けなければならない。」と定められている。

岡山ヘリテージマネージャー機構は平成27年に本会の部会として設置され、現在では自治体等からの依頼も増え、少額ではあるが報酬を得て活動している実態があることから、建築士事務所登録の必要性を検討し、必要であれば独立した組織とすることも考えなければならない。

改編(案)

まずは、同機構内部で今後の活動内容や運営方針を決めるべきである。その上で、ヘリテージマネージャーの活動が活発になっているのは全国的な状況であり、この課題を抱えているのは本会だけではないことから、ヘリテージマネージャーの活動を推進している公益社団法人日本建築士会連合会の意見や他県の状況を注視して情報収集しつつ、当面は岡山ヘリテージマネージャー機構の内部で継続的に検討を行っていただきたい。

(4) 組織内の意思伝達をスムーズにするための方策について

課題

定款第22条第3項では、副会長、専務理事及び常務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条に規定する業務執行理事としている。業務執行理事とは、業務の執行を委嘱された理事のことであり、理事会において意思決定した業務を実際に遂行する業務執行権がある理事のことである。にもかかわらず、現状では、委員会や部会の運営方針の決定や事業執行の意思決定へのかかわり方が薄いように感じられる。

改編(案)

本会では、運営や行事の企画・執行にあたって適正かつ円滑な遂行に資するよう「役員の職務及び分担業務に関する規程」を設けるなどしており、執行体制は確保されていると考えられる。事務局、各部会、各委員会などそれぞれに運営方法が異なるため、ルールを設けて一定の枠にはめることはできないが、担当業務執行理事が会議に参加して意思決定に加わるなどして、コミュニケーションを密にするよう努力する必要がある。各々が各自の責任をしっかりと果たし、それらの総合的な結果として本会が発展することが期待される。